

鋸南町空き家情報登録制度「空き家バンク」における  
空き家の媒介等に関する協定書

鋸南町（以下「甲」という。）と ※宅建業者名称（以下「乙」という。）とは、鋸南町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成27年鋸南町告示第57号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家（以下「空き家」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買、賃貸借の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「空き家の媒介」とは、要綱第4条の規定により物件の登録をした者（以下「物件登録者」という。）と空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の当該物件の売買又は賃貸借の媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

（空き家の調査及び媒介等の依頼）

第4条 甲は、物件登録申込者の希望等により乙に対し空き家の調査及び媒介等を依頼するときは、空き家の調査及び媒介等に係る協力依頼書（別記様式第1号）により行うものとする。

（空き家の調査及び媒介等の業務内容）

第5条 乙は、前条の規定により甲から空き家の調査に係る協力を依頼されたときは、物件登録申込者に連絡の上、空き家バンク登録判定評点シート（別記様式第2号）に基づき、空き家の状況を調査するものとする。この場合において、甲も同行するものとする。また調査完了後、空き家バンク登録判定評点シートは甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前条の規定により甲から空き家の媒介等に係る協力を依頼されたときは、空き家の媒介を行ない、依頼を受けた物件登録者と空き家の媒介等の契約を書面で締結するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により行なった空き家の媒介等の結果について、空き家の媒介等に係る交渉結果報告書（別記様式第3号）により、速やかに甲に報告するものとする。

(空き家の媒介の報酬)

第6条 空き家の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額とする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず賃貸借の媒介の場合、物件登録者からは無報酬とする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 空き家の媒介の業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責めを負わない。

(情報の管理及び目的外利用の禁止)

第9条 乙は、この協定により知り得た情報について責任をもって管理し、空き家バンクに係る乙の利用目的以外に利用してはならない。

(その他)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 所在地 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458  
名称 鋸南町  
代表者 鋸南町長 白石 治 和

乙 所在地  
名称  
代表者